

申請枠区分

緊急枠

申請ステータス

年度

2025 年

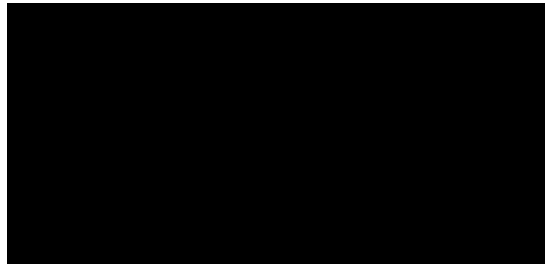
年度回数

1

回/次

次

申請書SharePoint



団体情報から転記

団体WEBサイト

<https://www.fb-kyougikai.net/>

設立年月日

2015/11/13

職員・従業員数

10

常勤職員・従業員数

7

有給_常勤職員・従業員数

7

無給_常勤職員・従業員数

0

非常勤職員・従業員数

3

有給_非常勤職員・従業員数

3

無給_非常勤職員・従業員数

0

事務局体制の備考

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことに
より、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

個別相談を実施しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人全国フードバンク推進協議会

団体代表者 役職・氏名

代表理事 米山廣明

分類

法人番号

1012405004136

団体コード

申請団体の住所

東京都新宿区北新宿一丁目8番17号土方ビル7階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

- 4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出（事業計画書転記部分）

事業名

物価高騰及びフードバンクへの食品寄附急減に対する緊急支援事業

国外活動の有無

－

不動産購入の有無

なし

事業名（formbridge入力用）

物価高騰及びフードバンクへの食品寄附急減に対する緊急支援事業

事業の種類（formbridge入力用）

事業の種類1

事業の種類2

事業の種類3

事業の種類4

支援内容分野1

支援内容分野2

支援内容分野3

支援内容分野4

支援の分野_文字列表示

支援対象区分

団体の目的

全国フードバンク推進協議会は、全国各地のフードバンク団体の活動支援やフードバンク団体の新規立ち上げ支援、政策提言活動を行い、国内フードバンク活動を普及推進することにより、食品ロス削減、貧困問題の解決に寄与することを活動目的としています。
また、国内フードバンク活動の推進を通して、日本国内に食のセーフティネットを形成することにより、明日の食事に困る人のいない社会の構築を目指しています。

団体の概要・活動・業務

国内の280以上のフードバンク団体の活動を推進するために以下の事業に取り組んでいます。
①フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究・政策提言活動
②フードバンク活動の認知度や信頼性を高めるための広報活動
③フードバンク団体の基盤強化のための研修会の開催、コンサルティング、新設団体の立ち上げ支援
④食品や活動資金等、フードバンク活動の推進に必要な資源の分配を企業からの寄贈品や助成金を元を実施

事業概要

本事業は、物価高騰などにより、十分な食料を確保することが困難な困窮世帯が全国的に増加している現状を受け、フードバンクを通じた食料支援の重要性が一層高まっている一方、寄附食品の急激な減少や実行団体の運営体制が逼迫している現状を改善することを事業の目的とします。
その目的の達成のために、実行団体に対して緊急的な助成を行い、各団体の支援能力を強化することにより困窮世帯への食料支援量の増加を目指します。さらに、実行団体は地域の行政機関、小中学校、社会福祉協議会、支援団体等と連携しながら、以下のような取組を並行して進めることにより、より効果的な食料支援活動を展開します。

・増加する支援ニーズに対応するための人員体制の補強
・食品の集荷・保管・仕分け・配送に対応する倉庫スペース等のインフラ整備
・寄贈食品の確保を目的とした企業との連携強化・新規開拓
・支援対象地域拡大に向けた、行政・支援団体等とのネットワークの拡大

これらの取り組みを通じて、困窮世帯に対する食料支援の量的・地理的拡充を図ることにより地域における食のセーフティネットを強化します。

事業実施体制

実施体制：4名
PO：2名（1名は専任、もう1名は0.7の按分）。申請の公募、申請団体・審査委員との調整、事業計画のブラッシュアップ、実行団体への助言、ノウハウ支援、進捗状況の確認等の伴走支援
事務局：2名、会計、食品寄贈企業への協力依頼、その他事務

休眠預金活用事業 事業計画書

【2025年度緊急枠】

必須入力セル	任意入力セル
	申請時入力不要

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	物価高騰及びフードバンクへの食品寄附急減に対する緊急支援事業		
	事業名（副）			
	団体名	一般社団法人全国フードバンク推進協議会	コンソーシアムの有無	なし
実行団体団体	事業名（主）			
	事業名（副）			
	団体名			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野		
○	(1)子ども及び若者の支援に係る活動	
	○ ①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
	③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
	⑨ その他	
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
	④働くことが困難な人への支援	
	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援	
	⑥女性の経済的自立への支援	
	⑨ その他	
(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
	⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
	⑨ その他	
	○	その他の解決すべき社会の課題
	日本国内で年間472万トン発生している食品ロスの削減	

SDGsとの関連 ※実行団体入力項目

ゴール

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	193/200字
全国フードバンク推進協議会は、全国各地のフードバンク団体の活動支援やフードバンク団体の新規立ち上げ支援、政策提言活動を行い、国内フードバンク活動を普及推進することにより、食品ロス削減、貧困問題の解決に寄与することを活動目的としています。 また、国内フードバンク活動の推進を通して、日本国内に食のセーフティネットを形成することにより、明日の食事に困る人のいない社会の構築を目指しています。	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
国内の280以上のフードバンク団体の活動を推進するために以下の事業に取り組んでいます。 ①フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究・政策提言活動 ②フードバンク活動の認知度や信頼性を高めるための広報活動 ③フードバンク団体の基盤強化のための研修会の開催、コンサルティング、新設団体の立ち上げ支援 ④食品や活動資金等、フードバンク活動の推進に必要な資源の分配を企業からの寄贈品や助成金を元を実施	

II.事業概要					国外活動の有無		－		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期					2027/2/28 (実行団体の事業期間は、最大1年間)	対象地域	全国		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。			なし
事業対象者： (助成で見込む最終受益者)		ひとり親世帯、失業者、大学生、高齢者、外国人等の生活困窮世帯、その他食の支援を必要とする世帯					事業対象者人数 ※資金分配団体 入力項目		24,500人（1団体あたり3,500件×7団体）			
事業概要		475/600字		本事業は、物価高騰などにより、十分な食料を確保することが困難な困窮世帯が全国的に増加している現状を受け、フードバンクを通じた食料支援の重要性が一層高まっている一方、寄附食品の急激な減少や実行団体の運営体制が逼迫している現状を改善することを事業の目的とします。 その目的の達成のために、実行団体に対して緊急的な助成を行い、各団体の支援能力を強化することにより困窮世帯への食料支援量の増加を目指します。さらに、実行団体は地域の行政機関、小中学校、社会福祉協議会、支援団体等と連携しながら、以下のような取組を並行して進めることにより、より効果的な食料支援活動を展開します。 ・増加する支援ニーズに対応するための人身体制の補強 ・食品の集荷・保管・仕分け・配送に対応する倉庫スペース等のインフラ整備 ・寄贈食品の確保を目的とした企業との連携強化・新規開拓 ・支援対象地域拡大に向けた、行政・支援団体等とのネットワークの拡大 これらの取り組みを通じて、困窮世帯に対する食料支援の量的・地理的拡充を図ることにより地域における食のセーフティネットを強化します。								

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	789/800字	0/800字
事業の背景となる社会課題は下記1～7の通りです。 1. お米など食料品価格の高騰 消費者物価指数は2021年から上昇し続け、以前と同じ買い物をしても合計金額が1.5倍近くになることもあります。特に主食である米は、2025年5月初旬時点で前年同時期の約2倍に達しており、困窮世帯など家計の中で食費が占める割合が高い層ほど、生活環境が悪化しています。 2. エネルギー価格の高騰 電気・ガス料金においても上昇傾向が続いています。困窮世帯では特に夏季や冬季に生活の質の低下を招いています。 3. 実質賃金の減少 実質賃金も2025年3月時点で前年同月比2.1％減少しており、3か月連続のマイナスです。物価上昇に対して賃金の伸びが追いついていないため、貧困層の暮らしぶりはより一層苦しくなっています。 4. 行政等を経由した困窮世帯からフードバンク団体に対する支援要請が増加 調査から、行政等を経由した支援要請数が「増加」と回答した団体の割合が、2023年調査の77％から2024年調査では84％までさらに上昇しています。 5. フードバンク団体では食品寄附量が減少 支援要請数が増加する一方で、食品寄附量が「減少」と回答したフードバンク団体の割合が、2023年調査の33％から2024年調査では61％まで増えるなど、直近の1年間で食品寄附が減少している団体が急増しています。 6. 半数のフードバンク団体では、有給スタッフが0人 7. 半数のフードバンク団体は年間500万円以下で活動 上記の社会情勢を背景として、困窮世帯への支援重量や回数を減らしたり、新たな支援要請を断らざるを得ない団体、支援ニーズの増大に人員体制が追いつかないためバントリー活動を休止した団体もあります。このような状況に対応するために、フードバンク団体への緊急的な支援が不可欠と考えます。		
(2)緊急枠の助成申請に至った理由 ※資金分配団体入力項目	220/200字	
昨年、弊会が緊急枠で助成した団体は8団体のみで全体の3％以下でした。また約半数のフードバンク団体は年間事業費が500万円以下で活動していることから、通常枠で負担が求められる自己負担に対応できない団体も多くなっています。このようなフードバンク団体の財政状況を踏まえ、また物価高、米価格の高騰などの社会情勢の激変に対応するには、自己負担額が必要なく、通常枠よりも多くの実行団体を採択することのできる緊急枠に申請することが適切と判断しました。		

IV.事業設計

(1)短期アウトカム	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
各実行団体がそれぞれの活動地域において、生活困窮世帯に年間3,500件の継続的な食料支援を実施することで、生活困窮世帯の食生活が改善している			支援を受けた生活困窮世帯の食生活の改善状況		支援を受けた生活困窮世帯の食生活の改善状況を把握するためのアンケート調査を実施する		アンケート調査実施前に定める		2026年12月	

(2)-1アウトプット：資金支援 ※資金分配団体入力100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
(※以下の（１）～（６）のアウトプットは1実行団体あたりの数値) （１）行政や社会福祉協議会、子ども食堂等と幅広い連携関係を構築している		①自治体福祉課、社会福祉協議会等、連携する相談機関・窓口の数 ②食品提供先として連携する福祉施設・支援団体の数	左記の指標のカウント	①、②実行団体の活動状況、地域性に依るため各実行団体ごとに設定する	2027年1月末
（２）生活に困窮する3,500世帯に対して生活基盤の悪化を防ぐために食料支援を行っている		③困窮世帯への直接的な食料支援件数 ④困窮世帯への直接的な食料支援に使用した食品重量	左記の指標のカウント	③ 年間3,500件 ④ 年間28トン	2027年1月末
（３）福祉施設やパントリー活動を行っている子ども食堂等の支援団体に食品を提供できている		⑤食品を提供した福祉施設・支援団体の数 ⑥福祉施設・支援団体への間接支援としての食品配布重量	左記の指標のカウント	⑤実行団体の活動状況、地域性に依るため各実行団体ごとに設定する	2027年1月末
（４）一般家庭から食品を募るフードドライブ活動により食料支援活動に必要な食品を確保している		⑦フードドライブの寄贈重量	左記の指標のカウント	⑦ 年間12トンの寄贈	2027年1月末
（５）食品企業に対する食品寄贈の協力依頼を行い、食料支援活動に必要な食品を確保している		⑧食品寄贈元企業との合意書締結数 ⑨食品寄贈元企業からののべ寄贈件数 ⑩食品寄贈元企業からの食品寄贈重量	左記の指標のカウント	⑧、⑨実行団体の活動状況、地域性に依るため各実行団体ごとに設定する ⑩ 年間36トンの寄贈	2027年1月末

(2)-2アウトプット：非資金的支援 ※資金分配団体100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
申請時との比較において、事業開始時は事業計画が改善し、事前評価により明確な目標を設定し、毎月の定例会による進捗の管理や助言、情報共有会における事例共有、食品寄贈のマッチング支援により、実行団体が事業をより効果的かつ円滑に実施し、事前評価で定めた目標値を達成している		①申請時の事業計画と、採択後にブラッシュアップを行った後の最終的な事業計画の内容の変化 ②毎月の定例会における助言、資料提供、ノウハウ支援等の内容 ③仲介する食品寄贈の重量 ④情報交換会の回数	①ブラッシュアップ前と後の事業計画の比較 ②毎月の定例会における助言、資料提供、ノウハウ支援等の内容の記録 ③仲介する食品寄贈の重量のカウント ④情報交換会の回数のカウント	①申請時との比較において、事業開始時の事業計画が改善している ②実行団体が円滑な事業を行い、事前評価で定めた目標値を達成している ③2トンの食品寄贈を仲介する ④1回	①2027年1月末 ②2027年1月末 ③2027年1月末 ④2027年1月末
政策提言を必要とする実行団体に対してロビイングのサポートを実施している		⑤基礎自治体への政策提言の実施回数	⑤基礎自治体への政策提言の実施回数のカウント	事前評価時に定める	⑤2026年1月
短期アウトカムを図るためのアンケート調査のサポートを実施している		⑥アンケート調査のサポートの実施有無	⑥アンケート調査のサポートの実施有無を把握する	事前評価時に定める	⑥2026年1月

(3)-1活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
（１）実行団体は、生活困窮世帯の早期把握・早期支援を可能にするために、行政や社会福祉協議会、子ども食堂等と幅広い連携関係を構築する	2026年2月～2027年1月末	65/200字
（２）連携機関・団体である行政や社会福祉協議会、子ども食堂等で特定された生活困窮世帯に対して、生活基盤の悪化を防ぐために食料支援を行う	2026年2月～2027年1月末	67/200字
（３）パントリー活動を行っている子ども食堂等の支援団体に食品を提供する	2026年2月～2027年1月末	35/200字
（４）増加する生活困窮世帯に対して継続的な食料支援の実施を可能とするために、一般家庭から食品を募るフードドライブ活動を行う	2026年2月～2027年1月末	61/200字
（５）増加する生活困窮世帯に対して継続的な食料支援の実施を可能とするために、食品企業に対する食品寄贈の協力依頼を行う	2026年2月～2027年1月末	58/200字

(3)-2活動:非資金的支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
(1) 事業計画のブラッシュアップ、事前評価、事後評価の実施を支援する	2026年1月（ブラッシュアップ・事前評価） 2026年1月（事後評価）	34/200字
(2) 実行団体の活動が円滑に進むよう、毎月の定例会において進捗状況や課題を把握し、適切な助言やノウハウ支援を行う	2026年2月～2027年1月末	56/200字
(3) 全国フードバンク推進協議会として、大手食品企業からの食品寄贈を募り、実行団体へ食品寄贈のマッチング支援を行う	2026年2月～2027年1月末	57/200字
(4) 実行団体間で課題や優良事例を共有するための情報交換会を行う	2026年8月	32/200字
(5) 政策提言を必要とする実行団体に対してサポートを行う	2026年2月～2027年1月末	28/200字
(6) 短期アウトカムを測るためのアンケート調査実施に向けたサポートを行う（調査設計、調査方法の共有、結果の取りまとめ等）	2025年11月～2027年1月末	60/200字

V.実行団体の募集 ※資金分配団体入力項目

(1)採択予定実行団体数	7団体
(2) 1 実行団体当たり助成金額	1,200円
(3)案件発掘の工夫	全国フードバンク推進協議会では、全国各地で活動するフードバンク団体に対して継続的な情報配信を行っている。申請数確保に向けて国内のフードバンク団体に対して公募情報を提供し、Zoom等を活用したWEB会議による説明会も開催する。また他団体のメーリングリストにも公募情報を掲載するなど、幅広く周知する。
(4)予定する審査方法（審査スケジュール、審査構成、留意点等）	審査スケジュール：2025年10月に実行団体を公募、2025年11月に申請団体の情報を取りまとめ、審査委員による審査を行う 審査員構成：福祉分野の大学教授、NPOの中間支援団体関係者2名

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成と各メンバーの役割・スキル等	実施体制：4名 PO：2名（1名は専任、もう1名は0.7の按分）。申請の公募、申請団体・審査委員との調整、事業計画のブラッシュアップ、実行団体への助言、ノウハウ支援、進捗状況の確認等の伴走支援 事務局：2名、会計、食品寄贈企業への協力依頼、その他事務
(2)他団体との連携体制	既存の食品寄贈企業（加工食品及び冷凍食品の寄贈）
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	休眠預金事業に必要な規定は全て作成し、HPに公開している。また役員には毎年利益相反防止の為の自己申告をしてもらっており、スタッフにも内部通報窓口を毎年周知している。

VII.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無			
①緊急枠			
本申請事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む)	なし	ありの場合 その詳細	
本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない。	受領なし	※ありの場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
本申請事業以外の事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む) ※資金分配団体入力項目	あり	ありの場合 その詳細	・2022年度 通常枠「自立したフードバンク団体育成のための組織基盤強化事業」 ・2024年度 通常枠「中核フードバンク団体育成事業」 ・2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠「2024年度生活困窮世帯に対する緊急食料支援及び冷凍食品の取扱拡大事業」
②-1その他、助成金等の分配の実績 ※資金分配団体入力項目			
2016年度 熊本地震助成：現地のフードバンク団体へのインフラ整備（倉庫賃借料、倉庫設置費用、冷凍庫設備等）や被災地に対するフードバンク団体の支援物資配送費への助成（270万円） 2019年度 台風19号助成：被災地域のフードバンク団体が行う災害支援活動への助成（41万円） 2021年度 休眠預金事業 新型コロナウイルス対応緊急支援助成（2,870万円を7実行団体に助成） 厚生労働省 ひとり親家庭等の子どもの支援事業（4,163万円の食品や物品を40団体に提供） 2022年度 厚生労働省「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」（11,703万円を51団体に助成） 2022年度 厚生労働省（2次補正予算）「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」（1,663万円を35団体に助成） 2022年度 休眠預金事業 新型コロナウイルス対応支援助成（4,913万円を7実行団体に助成） 2022年度 休眠預金事業 通常枠助成（7500万円を6団体に助成中） 2023年度 休眠預金事業 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援助成（5,394万円を7団体に助成） 2024年度 休眠預金事業 通常枠助成（1億5200万円を5実行団体に助成中） 2024年度 休眠預金事業 物価高騰及び子育て対応支援枠助成（7,000万円を8実行団体に助成中） 2024年度 企業財団「第7回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」（450万円を23団体に助成） 2024年度 企業財団「第8回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」（630万円を22団体に助成）			
②-2前年度に助成した団体数 ※資金分配団体入力項目	のべ71団体	②-3前年度の助成総額 ※資金分配団体入力項目	7,405万円

(2)-1事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 ※資金分配団体入力項目

（１）食品寄贈のマッチング実績

2018年度は、延べ231のフードバンク団体に対して、延べ31社との連携により57トンの食品寄付のマッチング支援を実施

2019年度は、延べ488のフードバンク団体に対して、延べ68社との連携により120トンの食品寄付のマッチング支援を実施

2020年度は、延べ1,125のフードバンク団体に対して、延べ122社との連携により272トンの食品寄付のマッチング支援を実施

2021年度は、延べ1,296のフードバンク団体に対して、延べ167社との連携により327トンの食品寄付のマッチング支援を実施

2022年度は、延べ1,539のフードバンク団体に対して、延べ178社との連携により470トンの食品寄付のマッチング支援を実施

2023年度は、延べ1,593のフードバンク団体に対して、延べ194社との連携により790トンの食品寄付のマッチング支援を実施

2024年度は、延べ1,486のフードバンク団体に対して、延べ206社との連携により414トンの食品寄付のマッチング支援を実施

（２）組織基盤強化支援

2018～2019年に、コンサルティング養成講座修了2名、フードバンク団体3団体に対して、組織診断及び組織基盤強化支援の伴走支援を実施

（３）調査研究

2020年度は「コロナ禍における加盟フードバンク団体の活動状況に関するアンケート調査」実施

2022年度はソーシャルアクションアカデミーとの協働により以下の調査を実施

①フードバンク運営における、広報活動の役割と重要性を明らかにする為の調査

②フードバンクを通じた生活困窮者等への支援に係る企業の取組みに対する調査

2023年度は、内閣官房孤独・孤立対策担当室が実施する「令和5年度孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査」に採択され、「フードバンク団体を起点とした、ケアリーバーへの支援スキームの確立」をテーマとして取り組んだ。本事業では、ケアリーバーが抱えている課題に対し、継続的な見守りや食料支援、相談支援を行うことができるよう、ケアリーバーとの繋がりを維持し、施設退所後も安心して生活できるような仕組みを作ることを目的とし、調査検討・実証期間は2023年6月から2024年3月まで実施した。また孤独・孤立対策の分野での相談業務において、一定の知見やシステム開発力を有する日立製作所に事業の一部を再委託し、ITツールを活用した孤独・孤立対策についても検討・実証を行った

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度緊急枠	
事業期間		2025/10/01 ~ 2027/02/28		
資金分配団体	事業名	物価高騰及びフードバンクへの食品寄附急減に対する緊急支援事業		
	団体名	一般社団法人全国フードバンク推進協議会		

	合計
事業費	98,778,000
実行団体への助成	84,000,000
管理的経費	14,778,000
プログラムオフィサー関連経費	8,354,000
合計	107,132,000

資金計画書資料 ①調達の概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	合計
事業費 (A)	30,694,000	68,084,000	98,778,000
実行団体への助成	25,200,000	58,800,000	84,000,000
—			
管理的経費	5,494,000	9,284,000	14,778,000

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金） [円]

	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	2,652,000	5,702,000	8,354,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,652,000	4,862,000	7,514,000
その他経費	0	840,000	840,000

3. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+C)	33,346,000	73,786,000	107,132,000

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		全国フードバンク推進協議会	
郵便番号		169-0074	
都道府県		東京都	
市区町村		新宿区北新宿	
番地等		1丁目8-17 土方ビル 7F	
電話番号		03-6912-9444	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.fb-kyougikai.net/	
		https://www.facebook.com/foodbankalljapan/	
		https://x.com/fbkyougikai11	
設立年月日		2015/11/13	
法人格取得年月日		2018/02/23	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヨネヤマヒロアキ
	氏名	米山廣明
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	6
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	10		
常勤職員・従業員数 [人]	有給 [人]	7	
	無給 [人]	0	
	非常勤職員・従業員数 [人]	有給 [人]	3
		無給 [人]	0
		事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	65
団体会員	
団体正会員 [団体数]	65
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
個人会員	
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	延べ71件
申請前年度の助成総額 [円]	7,405万円
助成した事業の実績内容	2022年度 厚生労働省「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」 (11,703万円を51団体に助成) 2022年度 厚生労働省(2次補正予算)「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」(1,663万円を35団体に助成) 2023年度 2022年度新型コロナウイルス対応支援助成(4,913万円を7実行団体に助成) 2023年度 企業財団「第6回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」(425万円を23団体に助成) 2024年度 2023年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠助成(5,394万円を7実行団体に助成) 2024年度 2022年度通常枠助成(7,540万円を6実行団体に助成中) 2024年度 2024年度通常枠助成(1億5200万円を5実行団体に助成中) 2024年度 2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠助成(7,000万円を8実行団体に助成中) 2024年度 企業財団「第7回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」(450万円を23団体に助成) 2024年度 企業財団「第8回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」(630万円を22団体に助成)

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	2016年 第1回こどもの未来応援基事業 「フードバンク等子ども支援団体への組織基盤強化事業」 事業内容：新設団体の立ち上げ支援、既存のフードバンク団体の基盤強化、食品寄贈企業の開拓とフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催 2017年 第2回こどもの未来応援基事業「フードバンク団体への組織基盤強化事業」 事業内容：組織基盤強化を目的としたフードバンク団体への伴走支援、食品寄贈企業の開拓及びフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催 2018年 第3回こどもの未来応援基事業「フードバンク団体への組織基盤強化事業」 フードバンク団体の組織基盤強化を目的として組織診断及び課題解決策の立案・実施の支援、食品寄贈企業の開拓及びフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、東北、関東、関西、九州における研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催 2021年 2021年度通常枠実行団体「四国及び九州における災害時の食料支援体制構築事業」

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
2	2021年度	通常枠	実行団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	四国及び九州における災害時の食料支援体制構築事業
3	2021年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択		
4	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択		
5	2023年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
6	2024年度	緊急枠	資金分配団体に採択		
7	2024年度	通常枠	資金分配団体に採択		
8	2024年度	活動支援枠	支援対象団体に採択	一般社団法人BLP-Network	リスクマネジメントの実施によるガバナンス・コンプライアンス体制の強化及び実行団体への支援体制構築事業
9	2025年度	通常枠	資金分配団体に申請中（当落未定）		
10	2025年度	活動支援枠	活動支援団体に申請（予定）		
10					
10					
10					
10					

一般社団法人全国フードバンク推進協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国フードバンク推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、国内フードバンク団体が抱える課題解決やフードバンクを取り巻く社会的環境整備を行うことにより食品ロス削減、貧困問題の解決に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 日本国内の地方自治体、関係省庁への政策提言、フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究事業
- (2) 日本国内のフードバンクの認知度や信頼性を高めるための広報活動
- (3) 個々のフードバンク団体への情報提供、コンサルティング、研修会の開催、新設団体立ち上げ支援
- (4) 食品や活動資金、知的財産等、フードバンク活動の推進に必要な資源の分配
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。
- (5) 会員である団体が解散したとき。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、社員総会の開催日の7日前までに、各社員に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、社員総会を開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項に規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(6) 基本財産の処分

(7) その他法令又はこの定款で定める事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上 10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を総理する。

3 各理事は代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 20 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める

(取引の制限)

第 27 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 28 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事、及びその配偶者、又は3親等内の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体の理事である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事）及び監事は、当該議事録に記名押印又は法令に従い電子署名するものとする。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

（基金の拠出）

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

（事業年度）

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 この法人の事業遂行のために必要のあるときは、理事会の決議を経て各種委員会を置くことができる。

(委員の選任)

第43条 委員会に、委員長その他必要な委員を置く。

2 委員長は、理事会の決議によって選任する。

3 委員は、委員長が理事長及び理事と協議の上選任する。

(委員会の任務)

第44条 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体、特定非営利活動法人等に贈与するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 阿部知幸

設立時理事 太田茂雄

設立時理事 菊地謙

設立時理事 鈴木和樹

設立時代表理事 米山恵子

設立時監事 武藤高晴

(設立時社員の氏名)

第50条 設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員 阿部知幸

設立時社員 太田茂雄

設立時社員 大野寛

設立時社員 菊地謙

設立時社員 鈴木和樹

設立時社員 米山恵子

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。